
第8章 住み慣れた地域で生活できるまちづくり

1. 高齢者の地域生活を支援する仕組みづくり

(1) 地域包括支援センター事業の適切かつ円滑な実施

高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を送れるよう、保健・医療・福祉・介護などのさまざまなサービスが切れ目なく提供されることが必要であり、その中核機関を担う地域包括支援センターの役割はより一層重要となっています。

地域包括支援センターは総合相談支援事業、権利擁護事業、介護予防ケアマネジメント、包括・継続的ケアマネジメント事業などを行いますが、本市ではその業務を南丹市社会福祉協議会に委託しており、1か所の設置となっています。

地域包括支援センターは本来、対象者3,000人～6,000人に1か所設置といわれており、対象者約10,000人の本市は、現在、業務量的にも限界に達している状況でもあり、また今後もその役割がますます重要となるため、本市としては早期に地域包括支援センター2か所での運営体制をめざします。

地域包括支援センターは市が実施・責任主体であり、今後その運営については、さらに情報の共有を図るとともに、定期的な会議を開催し、市の方針の確認や活動についての協議を行います。また、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職を適正に配置し、各専門分野における連携・協働により高齢者が安心して暮らせるよう機能強化に努めます。

また、運営の公平性・中立性の確保等のために設置している「地域包括支援センター運営協議会（南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会）」において、地域包括支援センターの運営状況や課題等について協議し、地域包括支援センター事業の円滑な実施を図ります。

さらに、高齢者やその家族が地域包括支援センターに気軽に相談できるよう、相談機能などの機能や地域における役割等について周知を図ります。

(2) 相談支援体制の充実

地域包括支援センターと市や医療機関、ケアマネジャー、サービス提供事業所、民生児童委員、ボランティア団体、老人クラブ、自治会、NPO、ボランティア等の関係機関・団体が連携しながら、地域資源の情報把握やネットワークの形成を図り、相談支援体制の構築に努めます。

(3) 地域ケア会議等による関係機関等の連携の推進

要介護者等に適切な保健・医療・福祉サービスの提供に向けて、今後も地域包括支援セ

ンター及び居宅介護支援事業者とサービス提供事業者、保健・医療・福祉の関係者等で構成する地域ケア会議を進めます。

また、将来的には地域ケア会議を、地域に住む高齢者の実態把握をはじめ、その人に応じた総合的なサービス調整を図る場となるよう、徐々に地域の関係団体等の参加促進に努めます。さらに、関係機関・団体との連携・調整を図り、地域のネットワークを構築する場となるよう、会議の運営支援に努めます。

2. 福祉サービスの充実

(1) 在宅福祉サービスの充実

① 外出支援サービス事業

自力で一般の公共交通機関の利用が困難な高齢者等に対し、送迎用車両（リフト付等）を使用して利用者の自宅と、医療・福祉サービスを提供する場所との送迎を行います。

■実績

単位：件、人

項目	平成 18 年度		平成 19 年度	
	利用件数	実利用人数	利用件数	実利用人数
外出支援サービス事業	9,733	242	10,530	266

【今後の方向】

高齢者の自立と社会参加に適切に対応するため、安全で身体的負担の少ない方法で移動できるよう、リフト付車両の充実を図るなど、高齢者等の移動手段の確保を引き続き行います。

② 軽度生活援助事業

要介護認定を受けていない、おおむね 65 歳以上のひとり暮らしや高齢者世帯で、日常生活の援助を必要としている人を対象に、炊事、洗濯、掃除や買い物等の軽易な日常生活援助を行います。

■実績

単位：件、人

項目	平成 18 年度		平成 19 年度	
	利用件数	実利用人数	利用件数	実利用人数
軽度生活援助事業	776	48	996	42

【今後の方向】

介護保険を利用せず、継続し、自立した生活を進めていけるよう、要援助者の把握を行い引き続き事業を実施します。

③ 訪問理美容サービス事業

在宅で寝たきり、認知症及び虚弱な高齢者や障がいのある人で、一般の理美容院に出向くことが困難な人が居宅で散髪などのサービスを受けることができるよう、理美容師の出張に要する費用の一部を助成します。

■実績

単位：回、人

項目	平成 18 年度		平成 19 年度	
	延利用回数	実利用人数	延利用回数	実利用人数
訪問理美容サービス事業	48	15	36	12

【今後の方向】

寝たきり高齢者等の清潔保持とリフレッシュ効果に必要なサービスと捉え、市内理美容師の協力のもと今後も引き続き事業を実施します。

④ 家族介護慰労金

在宅で高齢者を介護している介護者を対象として、一定の条件のもと慰労金を支給します。

■実績

単位：人

項目	平成 18 年度			平成 19 年度		
	寝たきり・ 認知症 介護者	準寝たき り・準認知 症介護者	家族 介護者	寝たきり・ 認知症 介護者	準寝たき り・準認知 症介護者	家族 介護者
家族介護慰労金	10	1	48	6	1	53

【今後の方向】

在宅介護者の日ごろの身体的・精神的及び経済的負担の軽減を図るため、今後も引き続き事業を実施します。

⑤ 緊急通報体制等整備事業

ひとり暮らしの高齢者等に対し、急病・災害等の日常生活における緊急時の迅速な対応と不安・孤独感の解消を図るため、近隣住民等の協力体制を確保し、正確な対応を行うため、緊急通報装置を設置します。

■実績

単位：件

項目	平成 18 年度	平成 19 年度
緊急通報体制等整備事業	229	236

【今後の方向】

ひとり暮らし高齢者等の安心・安全を確保するため、今後も引き続き事業を実施します。

⑥ 日常生活用具給付事業

おおむね 65 歳以上であって心身機能の低下にともない防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者、または高齢者世帯に対し、日常生活用具（電磁調理器等）の給付等を行い、日常生活の便宜を図ります。

■実績

単位：件

項目	平成 18 年度	平成 19 年度
日常生活用具給付事業	電磁調理器 1	電磁調理器 1

【今後の方向】

高齢者の安心・安全な在宅での生活支援を行うため、今後も引き続き事業を実施します。

⑦ 福祉電話

おおむね 65 歳以上の低所得者のひとり暮らし、または高齢者世帯で安否確認を行う必要がある人に対し、市所有の電話回線が無償で貸与します。

■実績

単位：件

項目	平成 18 年度	平成 19 年度
福祉電話	5	4

【今後の方向】

低所得者のひとり暮らし高齢者等の安否確認・各種相談及び緊急連絡等の手段の確保を図るため、今後も引き続き事業を実施します。

(2) 施設サービスの充実

① 養護老人ホーム

65歳以上の高齢者であって、環境上の理由や経済的な理由により在宅の生活が困難な高齢者が入所するための施設として養護老人ホームが整備されています。

○供給体制

市内には、養護老人ホームが1か所あります。

■養護老人ホーム

所在地	事業所名
園部	養護老人ホーム 長生園

【今後の方向】

外部サービス利用型施設である管内事業所において、特定施設サービス計画に基づき、外部サービス提供事業所と連携し、要支援または、要介護状態にある入所者のニーズに合ったサービス提供に努めます。

② 軽費老人ホーム（A型・B型）

軽費老人ホーム（A型・B型）は家庭環境、住宅事情により在宅での生活が困難な高齢者が低額で利用できる施設です。A型は、収入が利用料の2倍程度以下であること、B型は、食事の提供がなく自炊ができるという入所条件があります。

○供給体制

市内には、軽費老人ホーム（A型）が1か所あります。

■軽費老人ホーム（A型）

所在地	事業所名
八木	軽費老人ホーム ラポール八木

【今後の方向】

介護保険の在宅サービスとの連携を図りながら、サービス提供に努めます。

③ 軽費老人ホーム（ケアハウス）

軽費老人ホーム（ケアハウス）は、高齢者が訪問介護等の介護保険の居宅サービスを利用しながら自立した生活が確保できるよう、高齢者の居住性とケアに配慮した介護利用型の施設です。

○供給体制

市内には、軽費老人ホーム（ケアハウス）が5か所あります。

■軽費老人ホーム（ケアハウス）

所在地	事業所名
園部	ケアハウス 長生園
八木	ケアハウス 白百合苑
日吉	第1ケアハウスはぎの里
	第2ケアハウスはぎの里
美山	ケアハウス 美山

【今後の方向】

介護保険の在宅サービスとの連携を図りながら、サービス提供に努めます。

④ 老人福祉センター

高齢者の各種相談に応じたり、健康増進や教養の向上等の目的で設置されており、住民のふれあいと交流の場として、健康と福祉の向上に寄与し、豊かな地域生活を営むための活動拠点となっています。

活動としては、介護予防事業の実施をはじめ、老人クラブの活動やサークル活動など、健康づくりや生きがいづくりに関する自主的な活動が活発に行われています。

【今後の方向】

健康福祉の拠点として、住民が集い、憩い、さらには健康づくりなどのより一層の推進をめざし、サークル活動への場の提供や高齢者のニーズに応じた講座を展開する等、お互いに一層の交流を深めることができるとともに、健康づくり等の介護予防に重点を置くなど、事業内容の充実に努めます。

3. 高齢者の尊厳を守る権利擁護の推進

(1) 認知症高齢者支援策の推進

① 認知症に関する正しい理解の推進

住民すべてが認知症について理解し、地域全体で認知症高齢者を支えていくことが求められていますが、認知症についての住民への理解はまだまだ進んでいない状況といえます。

住民に対して認知症に対する正しい情報を伝え、「何もできない」「何もわからなくなる」といった認知症に対する誤解や偏見をなくすとともに、認知症の特徴や認知症への対応、認知症になってからも自分らしく暮らすことができるといった認知症に対する正しい理解を促進していく必要があります。

そのため、本市では、関係機関と連携を図りながら、地域包括支援センター等を通じて正しい理解の推進に努めます。また、地域住民の中から、認知症に関する正しい理解や認知症の人に対する接し方を学び、支え手となる「認知症サポーター」を養成し、認知症になっても、身近な地域でその人らしく、また安心して生活し続けることができるまちづくりを進めます。

② 相談体制の充実

地域包括支援センターを中心として、相談窓口の充実を図るとともに、認知症の早期発見、早期治療、早期対応のため、医療機関等との連携を強化することによる保健・医療・福祉のネットワークの構築を今後も図ります。

また、地域における認知症高齢者の見守り体制として、地域ぐるみのネットワークの構築にも努めます。

③ 認知症高齢者の権利擁護

認知症高齢者をはじめとして、知的障がいのある人、精神障がいのある人で判断能力が十分でない人の権利を擁護していく取り組みとして、平成12年2月には地域福祉権利擁護事業（平成19年に「日常生活自立支援事業」に名称が変更）が、同年4月には成年後見制度として「法定後見制度」と、自分自身の意思であらかじめ任意後見人を選任できる「任意後見制度」が定められました。

これらの制度は、認知症・知的障がい・精神障がい等によって判断能力が十分でない高齢者等が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、専門的・継続的な視点から支援を行うものです。

地域包括支援センターを中心として、制度の理解や周知を図り、幅広く普及させるとともに、ニーズに即した適切なサービスが利用できるよう、専門機関との連携に努めます。

④ 認知症高齢者及び介護者への支援

認知症高齢者に対するケアは、早期の段階から適切な診断とこれをふまえた対応が重要となります。そのため本市では、居宅サービスや介護予防サービス、地域密着型サービス等における必要サービス量の確保を図り、認知症高齢者が住み慣れた家庭や地域において自立した生活が送れるよう、介護者の身体的、精神的な軽減を図ります。

一方、地域支援事業の実施により、高齢者の閉じこもり防止事業や知的な活動等を促進することにより、脳血管性認知症の原因となる動脈硬化や脳卒中等の予防に努めます。

(2) 高齢者虐待防止対策の推進

① 高齢者虐待に関する正しい理解の促進

高齢化の進行や社会経済の変化とともに、高齢者虐待が大きな社会問題となっており、生命や身体に重大な危険が迫るケースも出てきています。このため、高齢者の尊厳を保持するため、平成18年度に制定された「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の趣旨をふまえて作成した「南丹市高齢者虐待防止マニュアル」に基づき、適切な措置を講じます。また、当該マニュアルを広く住民等へ周知し、高齢者虐待防止対策や高齢者虐待が発生した場合の対応策の一層の充実強化に取り組みます。

本市においても世帯規模が縮小しており、介護を家族で抱え込んでしまった場合には、介護を担う役割がごくわずかな近親者に限られるケースが多く、介護負担の重さが虐待を招く可能性があることは否めません。

高齢者虐待の予防と対策にあたっては、関係者や住民に対し、虐待に関する正しい知識の普及に努めることで虐待への理解を促し、意識の啓発に努めます。また、介護サービス等の適正な利用を促すことで、介護者の負担軽減と「介護の抱え込み」の解消に努めます。

② 虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向けた体制の構築

高齢者のいる世帯との日常的な関わり合いの中で、虐待の未然防止をはじめ、早期発見・早期対応ができるよう、地域包括支援センターを中心とした地域ぐるみのネットワークを構築します。ネットワークとしては、医療機関、福祉事務所、社会福祉法人等民間サービス提供事業者、南丹警察署、消防署等の関係機関と連携を行い、虐待の早期発見・早期防止を支援するネットワーク会議の充実と併せて、高齢者を取り巻く状況の総合的な相談・支援を行うため、弁護士等の法律家による支援体制で、事案が生じた場合は速やかに対応を行います。また、虐待の未然防止に向けて、認知症等に対する正しい理解の促進を図るため、啓発活動にも努めます。

③ 虐待高齢者に関する事業

虐待を受けた高齢者については、緊急一時保護を行うとともに、養護者と受けた人それぞれの心のケアに努めます。

(3) 老人保護措置制度の活用

環境上の理由や経済的な理由により、居宅で養護を受けることが困難な高齢者や家族の虐待等や、認知症等の理由により意思能力が乏しく、かつ本人を代理する家族等がない場合の高齢者に対して、市町村が職権をもって必要な介護サービスを提供する制度として、老人福祉法による措置制度があります。

こうした制度が適切に活用されるよう、地域包括支援センターやケアマネジャー、民生児童委員、サービス提供事業所等と連携しながら、事案の的確な把握と事実確認をはじめ、措置決定などの流れを適切かつ迅速に行うことができる体制の整備に努めます。

4. 身近な地域での支え合いの促進

(1) 地域福祉活動の推進

高齢化の進行にともないひとり暮らし高齢者や夫婦のみ世帯高齢者の増加に加え、核家族化の進行などにより、隣近所のつながりが薄れつつあり、高齢者が地域社会から孤立して生活することが増え、高齢者の孤独死は年々増加しています。

こうした中、住民に身近な地域社会において、支援を必要とする人を支えていくことができるよう、社会福祉協議会や民生児童委員をはじめとして、地域の住民同士での身近な地域の支え合い・助け合いが求められています。

そのため、「南丹市地域福祉計画」に基づき、何らかの支援を必要とする高齢者が、地域において孤独・孤立しないように、見守り・交流といった地域での福祉活動を進めるとともに、情報共有や協働により地域の課題を発見し、解決していく仕組みづくりを進めます。

(2) 小地域福祉活動の推進

地域におけるサロンなどにより、高齢者の交流活動を促進します。また、地域の人たちが安心して暮らせるよう、民生児童委員が行う相談や、見守りの必要な人の早期発見や安否確認などの活動を進めます。

(3) 地域ネットワークの充実

地域包括ケアを支える中核機関となる地域包括支援センター、自治会、民生児童委員や社会福祉協議会、老人クラブ等の各関係機関・団体において、情報交換や高齢者への支援の役割・支援方法について検討を行い、生活課題を抱える高齢者を地域において早期発見し、適切な相談窓口につなぐことができるよう、地域における見守りネットワークの構築・充実に努めます。

5. 高齢者の安心・安全の確保

(1) 移動手段の確保の検討

広い市域を有する本市においては、高齢者の移動手段の確保が重要な課題となっており、総合的な交通体系の見直しが必要となっています。また、本市では、社会福祉協議会や福祉シルバー人材センターが移送サービスを行っていますが、サービスは不足している状況であり、移動手段の確保が求められています。

こうした課題の対応に向け、関係課と連携しながら、総合的な交通体系の見直しを進めるとともに、地域福祉計画との整合性を図りながら、ボランティア・NPOによる移送サービスへの参入促進や民間交通機関等への働きかけにより、移動手段の確保に努めます。

(2) 高齢者の交通安全の確保

高齢社会の中で、高齢者の活動の機会が増加するとともに、高齢者が交通事故にあう機会が増加しています。このため、南丹警察署等の関係機関と連携して、一層の交通安全の高揚に努め、交通事故防止を推進します。

(3) 高齢者のための防犯・防災対策

近年、高齢者を対象にした悪徳商法をはじめ高齢者が被害者となる犯罪が増加しています。また、局地的な大雨・大雪や台風、地震、火災等の災害に対する不安も増しています。

このため、高齢者が安心して安全な生活ができる社会環境をつくるために、南丹警察署や南丹市消防団等の関係機関と連携を強化するとともに、地域住民や自治会、老人クラブ、民生児童委員、社会福祉協議会等が協力して地域ぐるみで高齢者を守る体制を整えます。

また、災害時における高齢者の安全確保については、避難など一連の行動をとることに支援を要する高齢者を適切に支援できる体制を整備することが重要となっています。

そのため、自主防災組織の活動や災害時要援護者支援マップなどを活用したり、関係各課や関係機関・団体等との連携のもと、安否確認や避難誘導體制などの支援体制づくりを進めるとともに、避難情報の確実な伝達、避難場所の確保、防災意識の醸成など、災害時における高齢者への支援の充実を図ります。

(4) 「人権の尊重」に根ざした福祉のまちづくりの推進

高齢者や心身に障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活できるようにするためには、ノーマライゼーションの理念にもとづき、物理的・心理的・制度的な障害や障壁のないユニバーサルデザインによる社会をめざしていかなくてはなりません。

そのため、誰もが利用できる施設整備の促進に加えて、京都府等の関係機関との連携により「こころのバリアフリー」の普及啓発に努め、人にやさしい「福祉のまちづくり」を推進します。